あずま　ひろき通信

2018 年
12 月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集　*死亡保険は契約形態により税金が異なります！*

死亡保険は契約形態により相続税、所得税、贈与税とかかってくる税金が異なります。
死亡保険の契約には、被保険者、契約者、受取人の 3 種類の登場人物がいます。

・被保険者：保険の対象となる人
・契約者　：保険料を負担する人
・受取人　：保険金を受取る人

この 3 人の関係性により、かかってくる税金の種類が変わってきます。

①被保険者＝夫、契約者＝夫、受取人＝妻　→　相続税
相続時の保険金には「500 万円×法定相続人の数」の非課税枠があり、保険金がこの金額以内だと税金はかかりません。

②被保険者＝夫、契約者＝妻、受取人＝妻　→　所得税
所得税は儲かった部分に課税されるため、支払った保険料よりも受取った保険金が上回った部分に所得税が課税されます。

③被保険者＝夫、契約者＝妻、受取人＝子　→　贈与税
通常、3 つのパターンの中で最も税金が高くなります。

ぜひ一度、ご自分の加入している保険にどの税金がかかるのか確認してみてくださいね。

？ マネークイズのコーナー

日本の魅力が海外に広まり、外国人旅行者は毎年増加傾向にあります。では 2017 年の外国人旅行者数は何人だったでしょうか？

1　1,800 万人
2　2,800 万人
3　3,800 万人

（答えは裏面にあります！）

今月のお知らせ

12 月 25 日は「クリスマス」というイメージがありますが、実は、日本で一番売れたシングル盤「およげ！たいやきくん」の発売日でもあります。

当時、あまりの人気に予約が殺到し、予定していた年明けの発売日を前倒しにして、この日程になったそうです。

コラム　ねんきん定期便を確認していますか？

毎年誕生月に届くねんきん定期便、きちんと確認していますか？年金といえば、一番気になるのが将来受取る年金額ですよね。ねんきん定期便はもらうときの年齢が 50 歳未満なのか、50 歳以上なのかにより記載内容が異なります。

【50 歳未満の人】

50 歳未満の人のねんきん定期便の「加入実績に応じた年金額」という欄には、今まで支払った保険料に基づいた年金額が記載されています。よって、一般的にこの年金額は将来受取る年金額とは大きく異なります。若い人や年金加入歴の短い人ほどこの年金額は少なく、今後保険料を支払っていくにつれ、この年金額は増えていきます。

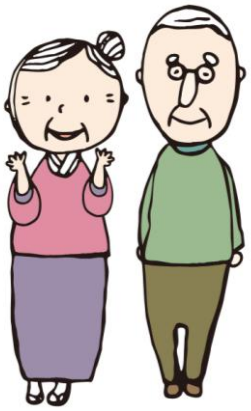

【50 歳以上の人】

50 歳以上のねんきん定期便の「老齢年金の種類と見込額」という欄には、今までの保険料を 60 歳まで支払ったと仮定した場合の予想年金額が記載されています。つまり、実際に受取る年金額にかなり近い金額が記載されていることになります。

年金はリタイア後の大切な収入源です。50 歳を過ぎたら自分がいくら年金を受取れるのか、しっかりと確認をしましょうね。

A　マネークイズの答え

正解　２

外国人旅行者は 2013 年に 1000 万人を超え、その後毎年増加しています。一方、海外に出かける日本人はここ 10 年以上 1600～1800 万人を推移しています。

編集後記

【23 年の付き合い】

先日、小学校からずっと仲良しの友人の結婚式に出席しました。いわゆる幼馴染ということになるのですが、彼との付き合いは実に 23 年！

色んな写真がスライドで流れる度、当時のことを色々思い出して、まるで親族席に座っているような気分で、楽しく過ごすことが出来ました。

発行

ソニー生命保険株式会社　新宿ライフプランナーセンター第２支社

〒151-8583　東京都渋谷区代々木 2-2-1 小田急サザンタワー10F

携帯電話：090-9676-1024　TEL：03-5358-1822

ライフプランナー　東宏樹（あずまひろき）